

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和元年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援業務の概況

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法等の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。

被害者の支援に関する法制度や関係機関の情報提供は、全国の地方事務所に加えコールセンターに設置した犯罪被害者支援ダイヤルでも実施しているところ、令和元年度には同ダイヤルでの対応件数が過去最多の15,343件となった。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介も業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等が経済的に余裕のない場合に国選被害者参加弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは「被害者参加人への旅費等支給業務」、平成30年1月からは「DV等被害者法律相談援助業務」を開始するなど、法テラスの取り扱う支援業務は徐々に拡充され、利用も増加している。また、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力により、業務の担い手である犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士の確保にも努めている。

(2) DV等被害者法律相談援助事業の状況

平成30年1月24日から、新たな業務として特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象に法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助業務」が開始された。令和元年度末までに約1,700件の利用実績があり、性別・年代も様々な方に利用いただいた。

法テラス本部では、制度施行後に新たに生じた課題について、日本弁護士連合会及び法務省等との協議を重ねながら、適切な援助実施に向けた検討を行っている。令和元年度においては、同制度において児童虐待の被害者への法律相談を行っていることを分かりやすく説明したポスター及びポケットカードを作成し、地方事務所と連携して小中学校に配布したほか、関係機関等へも配布してさらなる制度周知に努めた。地方事務所においても、より多くのDV、ストーカー及び児童虐待の被害者が本援助にアクセスできるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との調整等を行い、地域ネットワークにおける関係機関等の連携強化や制度周知に努めた。

(3) 研修等の実施

令和元年度においては、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、被虐待児の支援を行っている弁護士及びNPO法人理事長を招いて研修を実施し、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。研修の様子はDVDに録画して地方事務所・支部・出張所・地域事務所に配布し、地方でも職員が講義を受講できる環境を整えた。

その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介に至るケースを元にしたロールプレイ方式での研修を実施するとともに、関係機関が開催する各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会等へ積極的に参加して、幅広く知識を習得することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上に努めている。

5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

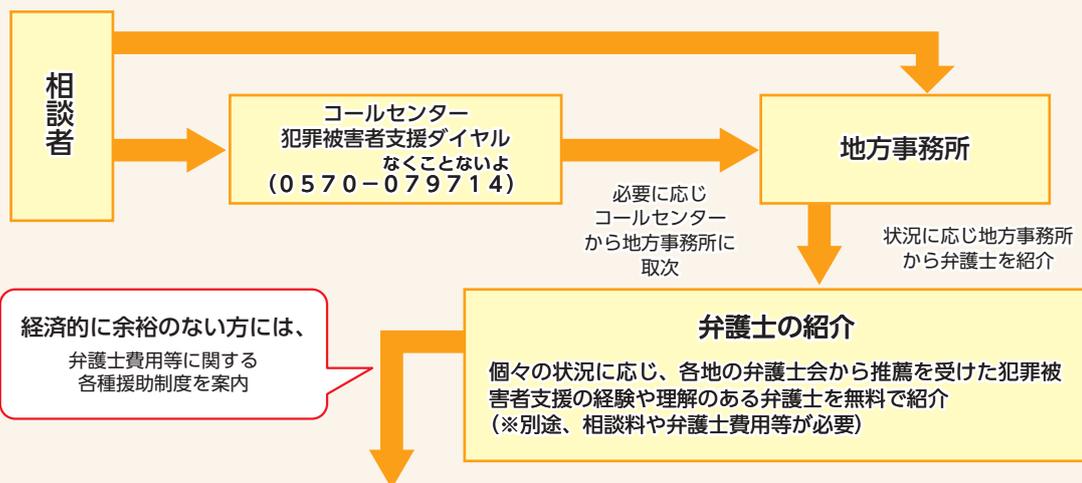
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の流れ



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

民事法律扶助 (民事裁判等手続)

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度

- (例) ・ 損害賠償命令制度の利用
- ・ 損害賠償請求 (訴訟等)
- ・ 保護命令申立て など

DV等被害者法律相談援助

(民事/刑事/行政手続)

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度

(平成 30 年 1 月 24 日開始)

被害者参加人のための国選弁護 (刑事手続)

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方 (被害者参加人) の援助を行う弁護士 (被害者参加弁護士) の費用等を国が負担する制度

【日本弁護士連合会委託援助】

犯罪被害者法律援助 (刑事/行政手続)

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度

- (例) ・ 被害届提出
- ・ マスコミ対応
- ・ 少年審判傍聴付添 など

子どもに対する法律援助 (行政/法的手続)

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度

- (例) ・ 行政機関 (児童相談所等) や施設との交渉代理
- ・ 訴訟代理 など

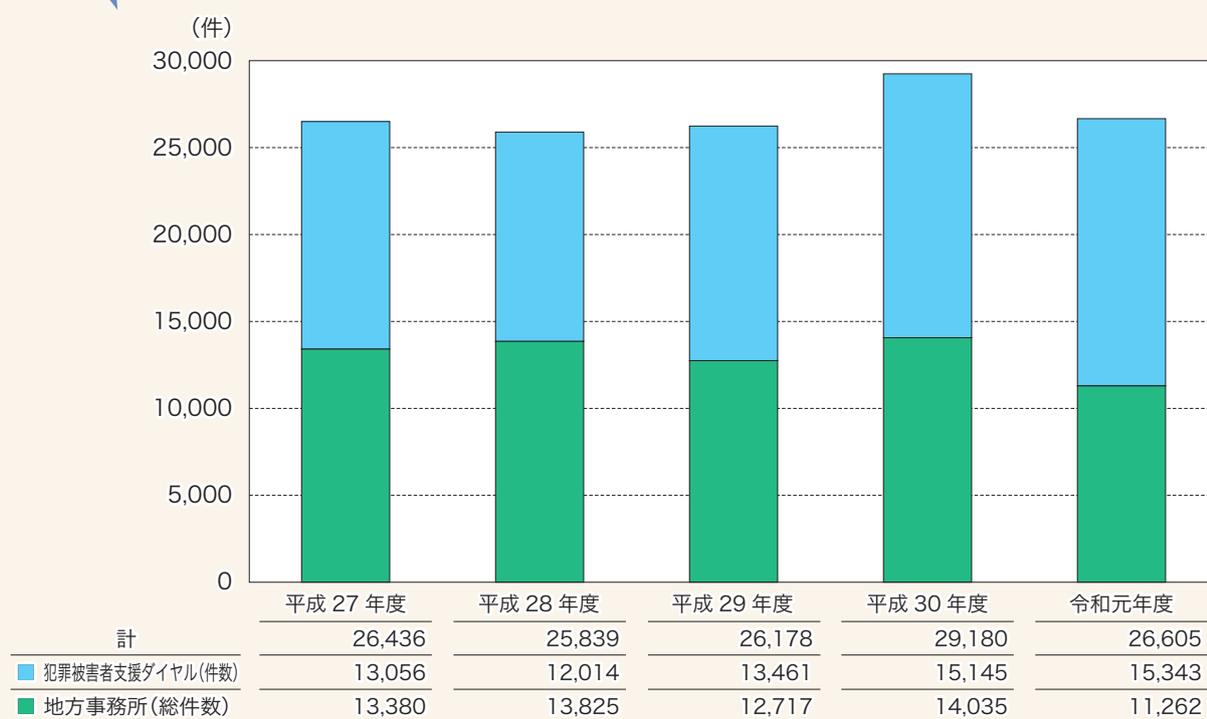
(2) 犯罪被害者支援ダイヤル

ア 問合せ件数

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。令和元年度には、犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所で受け付けた犯罪被害に関する問合せの総数が、業務開始から累計で32万件に達した。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移



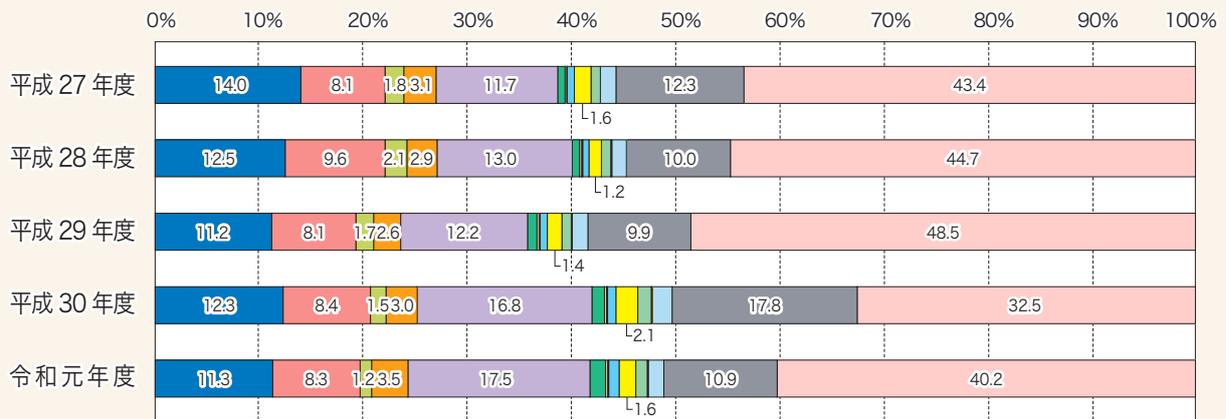
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和元年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	153,732 件
地方事務所 (件数)	170,797 件
計	324,529 件

イ 問合せ内容

令和元年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。昨年度同様、DVが最も大きな割合を占め、その他を除き生命・身体犯被害が続いた。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



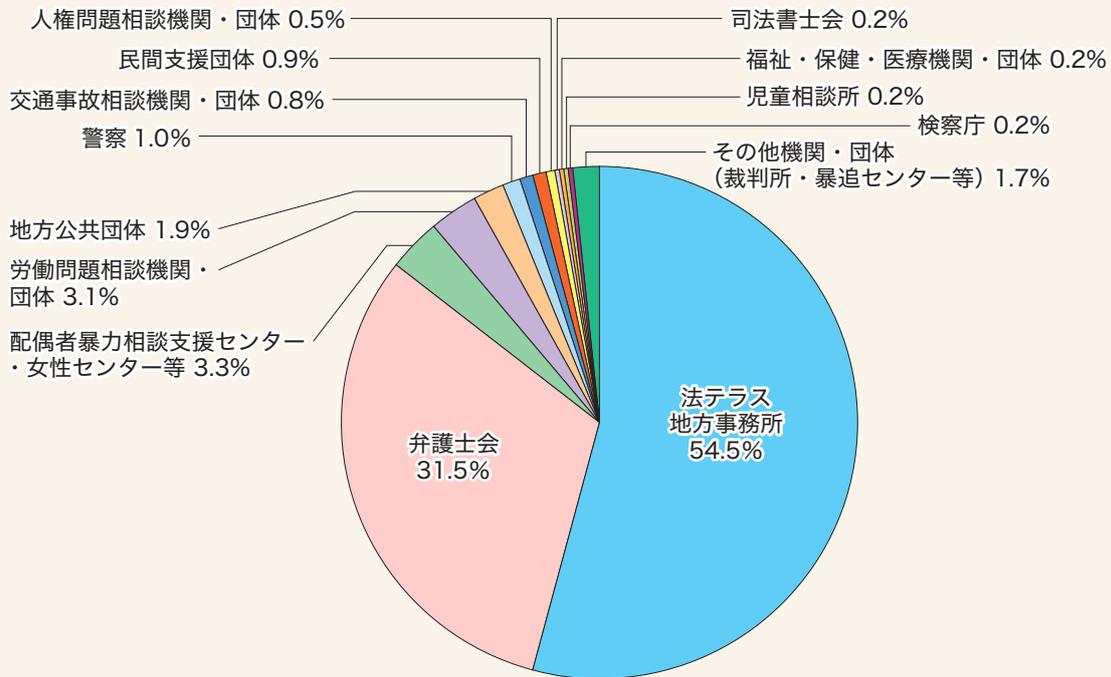
■ 生命・身体犯被害	■ 性被害	■ 交通犯罪	■ ストーカー
■ DV	■ 児童虐待	■ 高齢者虐待	■ 障害者虐待
■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	■ いじめ・嫌がらせ(職場)	■ セクシャル・ハラスメント	■ 民事介入暴力
■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	■ 刑事手続・犯罪の成否等	■ その他(消費者被害等)	

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%

ウ 紹介先

令和元年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く54.5%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が31.5%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、配偶者暴力相談支援センターや労働問題相談機関など、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5 令和元年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

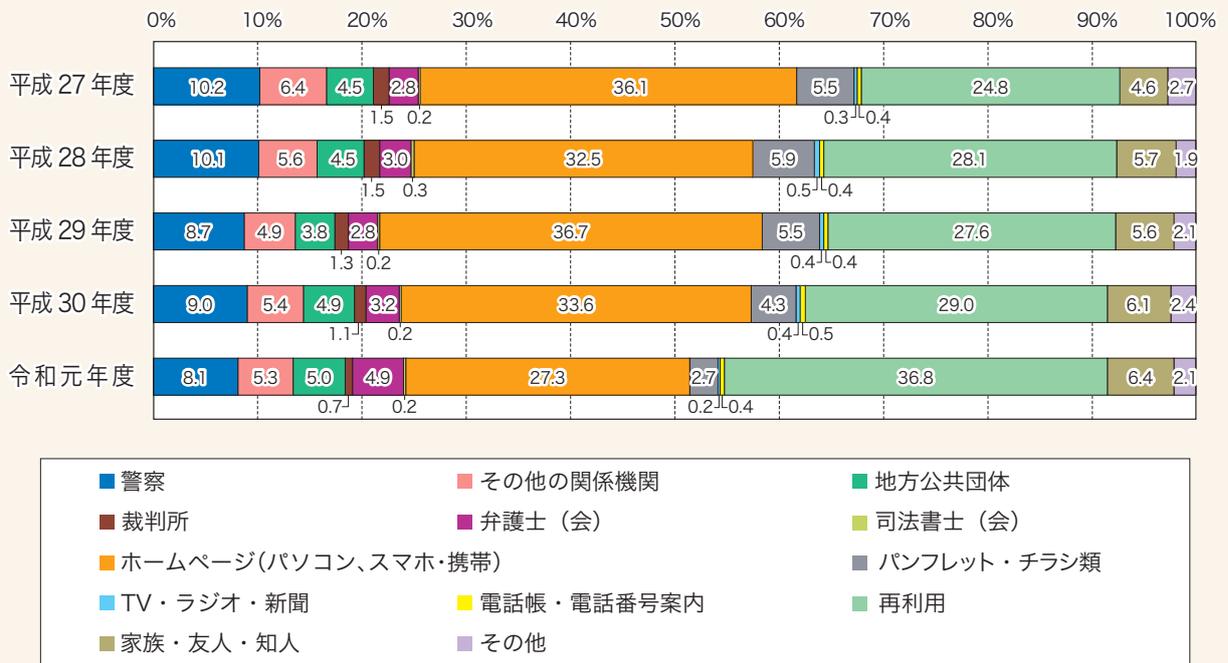


工 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体（注）は、例年ホームページが大きな割合を占めている。また、再利用及び家族・友人・知人が増加傾向であり、令和元年度には合わせて43.2%を占めた。利用者の高い満足度がうかがえる結果と言える。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



(3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

ア 電話及び面談による情報提供

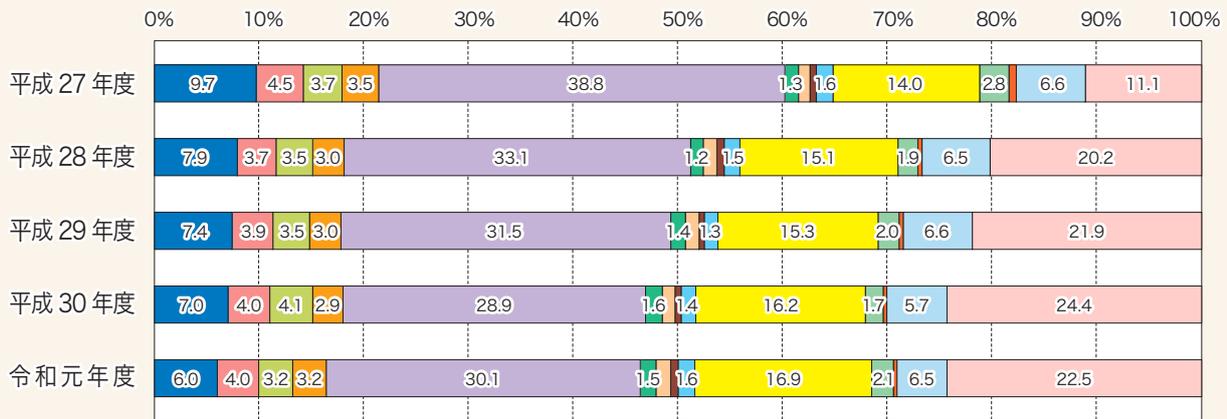
(ア) 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計約17万件となった。

(イ) 問合せ内容

令和元年度の問合せ内容内訳では、例年同様DVが最も多く、全体の30.1%を占めている。いじめ・嫌がらせ（職場）の割合は業務開始以来、減ることなく推移しており、16.9%となった。

資料5-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

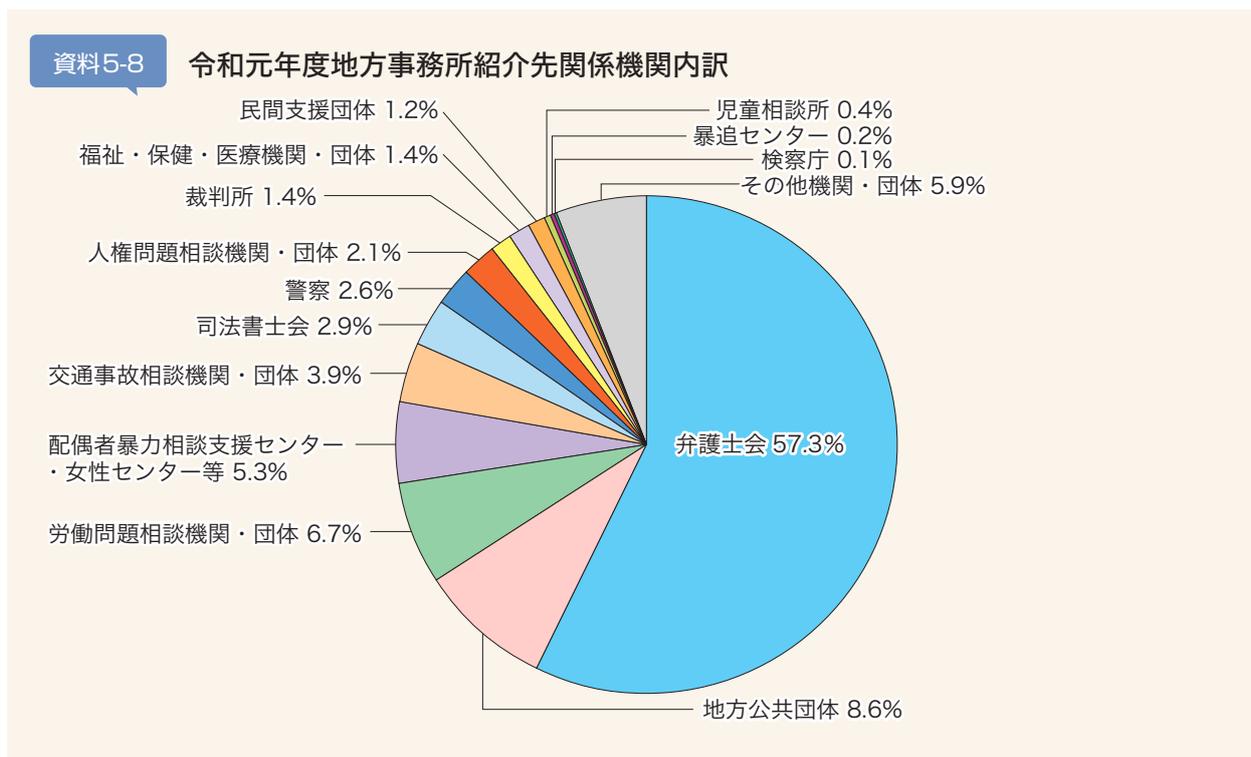


■ 生命・身体犯被害	■ 性被害	■ 交通犯罪	■ ストーカー
■ DV	■ 児童虐待	■ 高齢者虐待	■ 障害者虐待
■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	■ いじめ・嫌がらせ(職場)	■ セクシャル・ハラスメント	■ 民事介入暴力
■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	■ その他		

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%

(ウ) 紹介先

令和元年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が57.3%と最も多く、過半数を占めている。次いで地方公共団体が8.6%となっている。

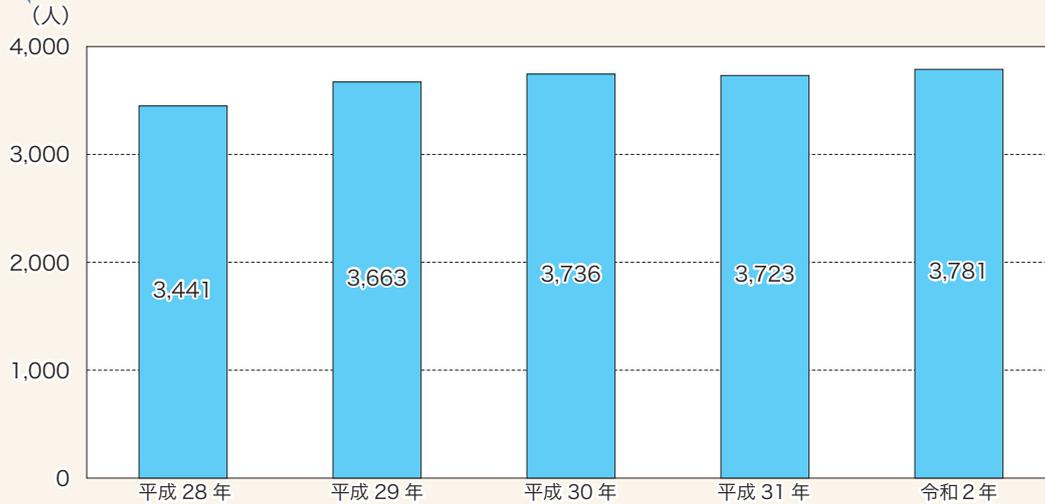


イ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和2年4月1日現在で3,781名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注) いずれも4月1日現在

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
札幌	142	166	186	204	217	愛知	139	143	149	150	156
函館	29	28	34	34	35	三重	57	57	42	41	41
旭川	13	14	14	14	14	滋賀	22	22	22	33	33
釧路	23	33	35	35	32	京都	150	164	194	202	209
青森	26	45	39	27	26	大阪	152	219	219	210	222
岩手	27	27	28	28	25	兵庫	100	110	108	107	126
宮城	77	75	84	43	55	奈良	33	36	40	43	30
秋田	39	40	39	39	37	和歌山	33	41	32	32	42
山形	54	54	64	56	61	鳥取	23	23	23	23	23
福島	37	42	47	48	47	島根	28	27	21	23	24
茨城	77	78	77	77	75	岡山	68	33	35	35	36
栃木	62	62	59	58	57	広島	41	42	44	44	45
群馬	47	47	43	43	43	山口	29	42	56	53	36
埼玉	38	41	41	41	43	徳島	53	52	46	43	42
千葉	86	85	93	85	80	香川	53	51	46	41	39
東京	322	370	372	379	385	愛媛	48	51	60	58	64
神奈川	201	204	210	213	211	高知	33	33	30	36	33
新潟	72	72	78	78	88	福岡	248	258	245	251	270
富山	22	22	22	29	30	佐賀	40	48	50	52	51
石川	44	46	58	55	42	長崎	58	59	57	57	57
福井	43	42	43	43	45	熊本	35	35	39	40	41
山梨	36	36	37	35	35	大分	61	65	65	61	62
長野	152	152	152	163	159	宮崎	31	32	35	35	29
岐阜	40	42	41	40	40	鹿児島	51	52	52	50	46
静岡	103	103	68	74	79	沖縄	43	42	62	62	63
						合計	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781

(注) いずれも4月1日現在

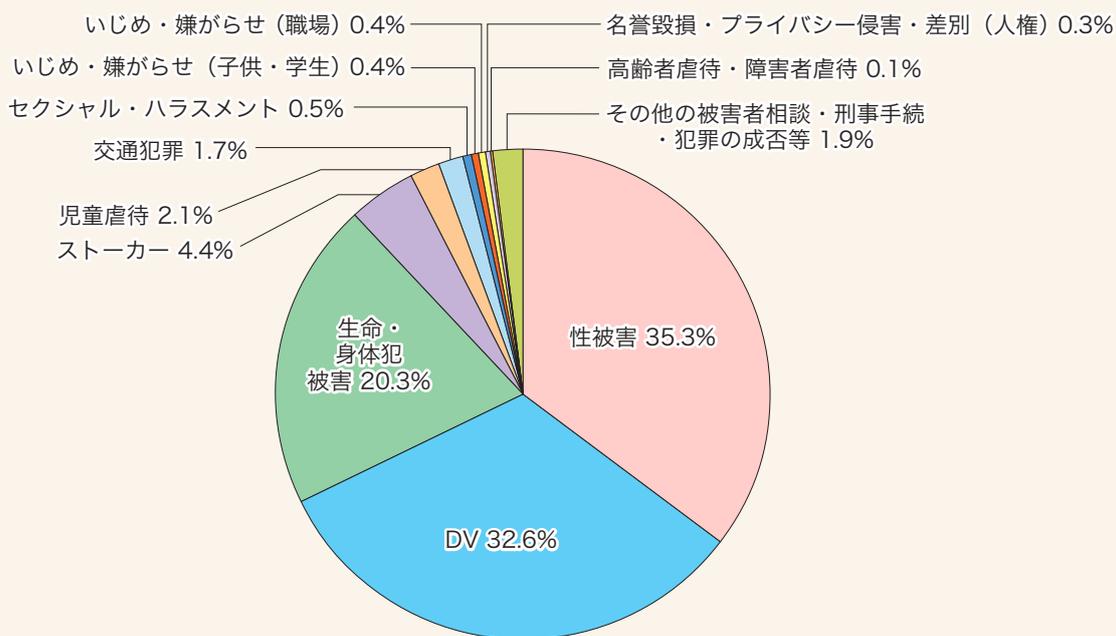
(イ) 弁護士紹介件数

令和元年度の弁護士紹介件数は1,355件となった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の88.2%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-12 令和元年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳

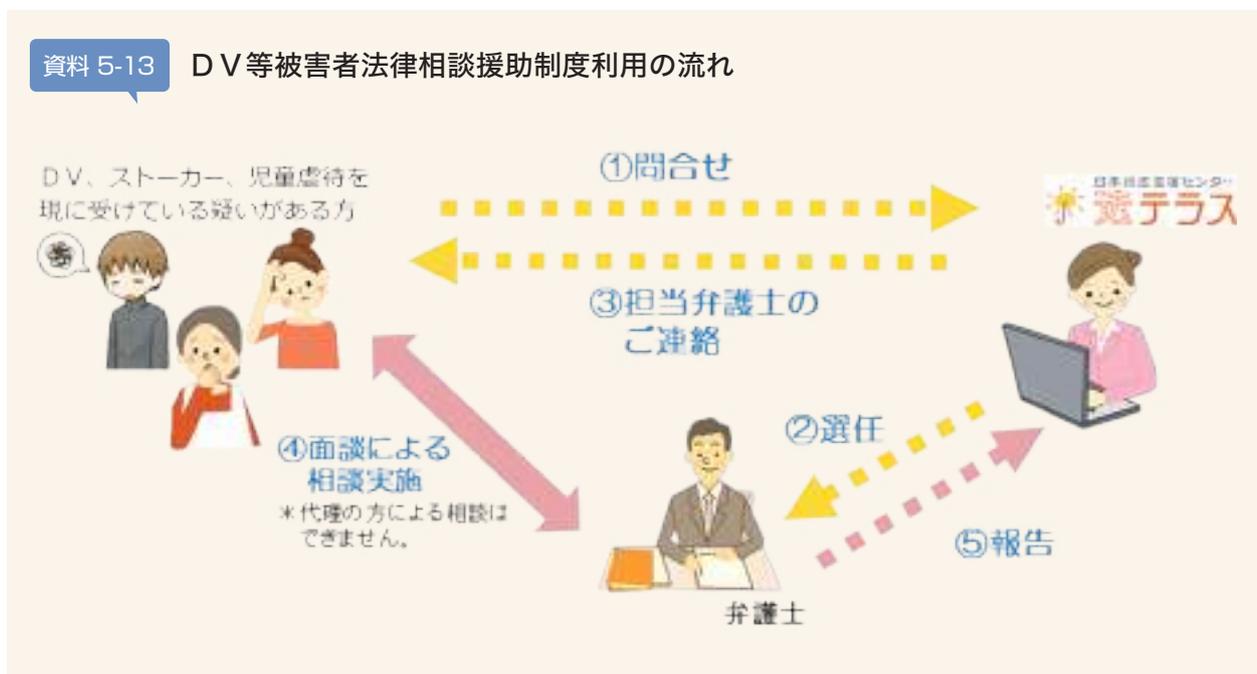


ウ DV等被害者法律相談援助業務

平成30年1月24日、特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象に法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助業務」が開始された。

この援助は、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（但し、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。制度開始から令和元年度末までの相談件数は1,782件に上り、このうち利用者が法律相談料を負担したものは73件であった。

資料5-13は、制度利用の流れを説明したものであり、制度開始後の年度別推移は資料5-14のとおりである。



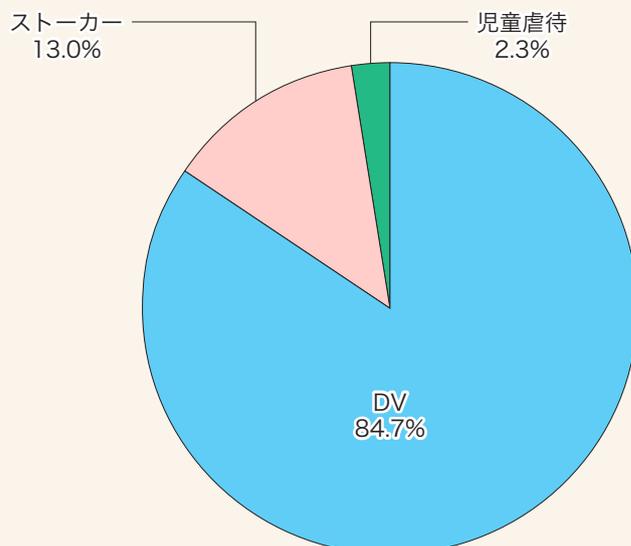
資料 5-14 DV等被害者法律相談援助の相談件数の推移



(注) 平成 29 年度分については平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

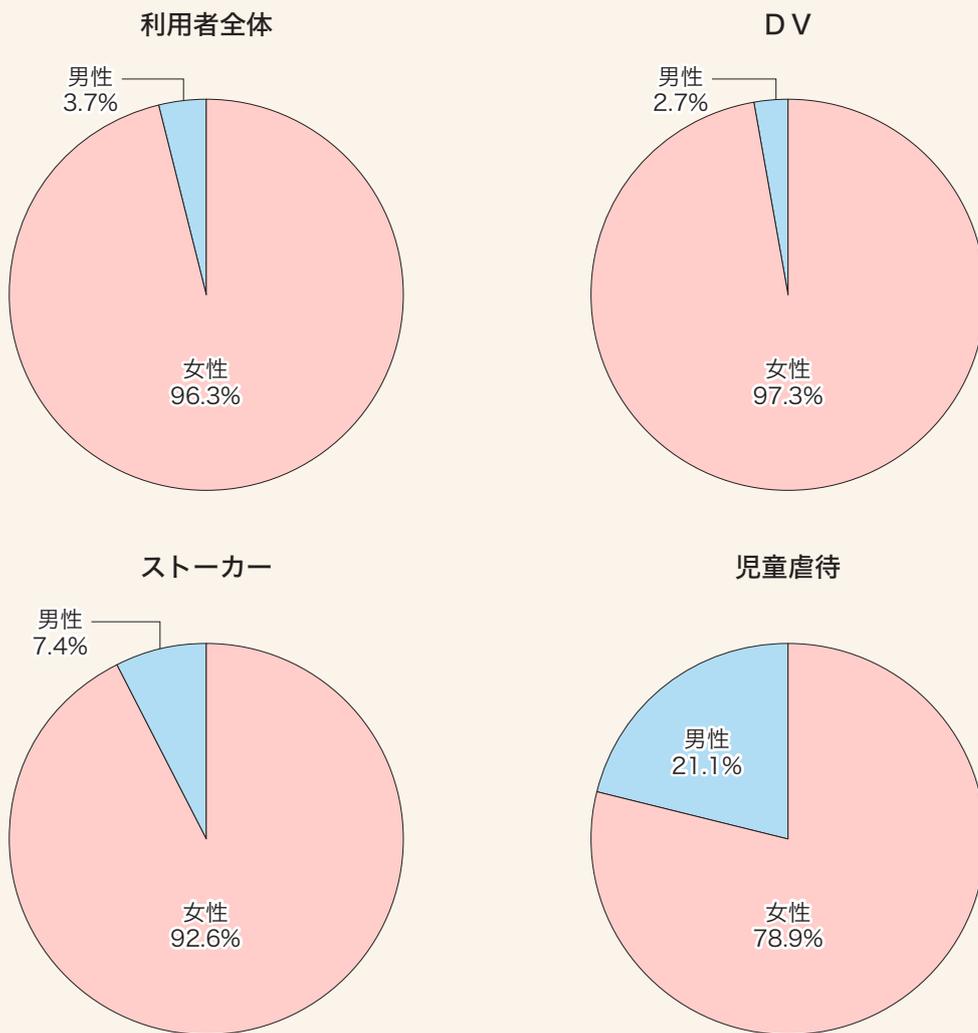
被害種別内訳は、資料5-15のとおりである。DVが最も多く、全体の84.7%を占めた。DV被害の相談の中には、子どもも巻き込まれていることについて、併せて相談しているケースも多く見られた。

資料5-15 令和元年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳



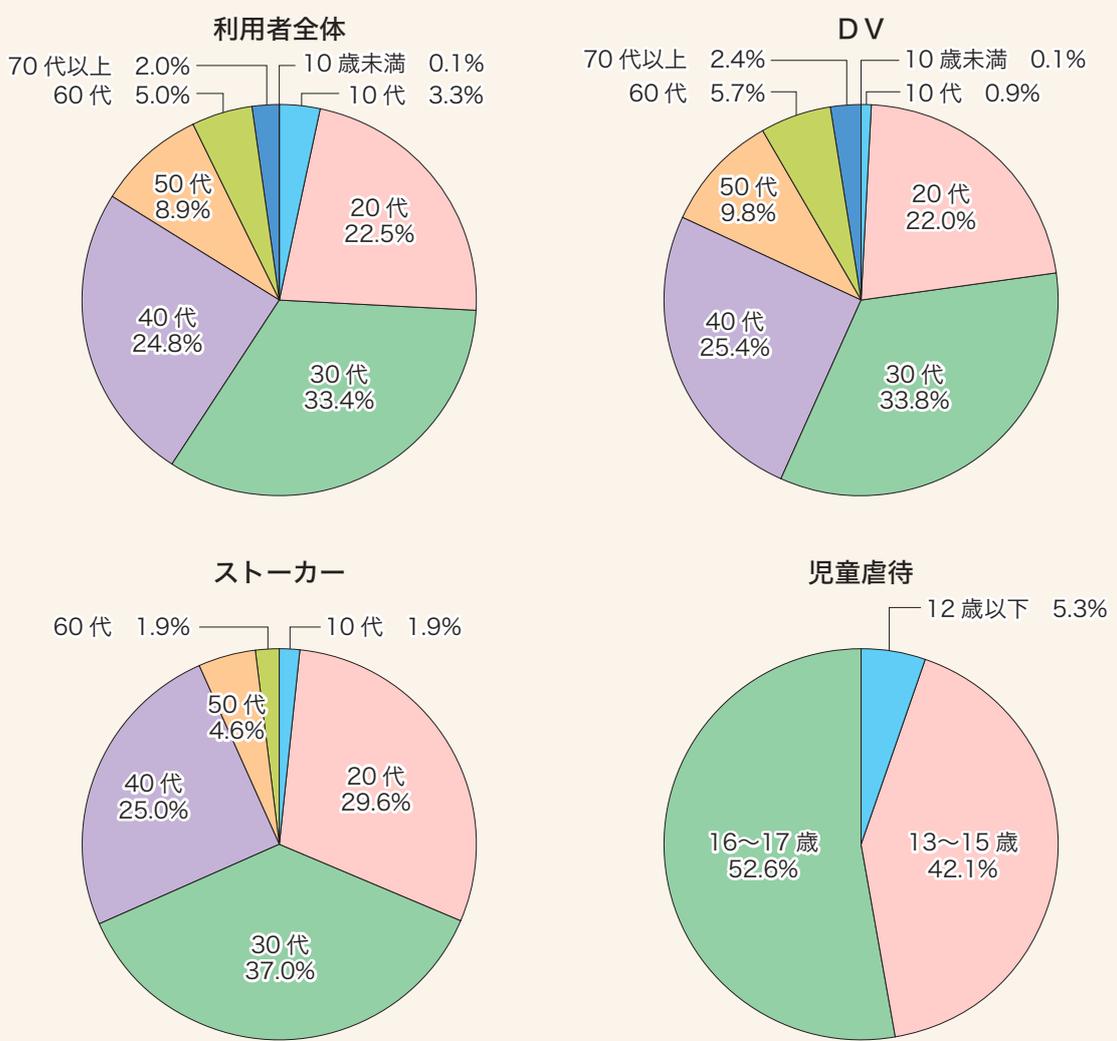
利用者の性別・年代の内訳は、資料5-16及び資料5-17のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、児童虐待を除いて20代から40代が多数を占めた。

資料5-16 令和元年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



資料5-17

令和元年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



資料 5-18 DV等被害者援助弁護士数

地方事務所名	人数	(人)
札幌	97	
函館	16	
旭川	24	
釧路	34	
青森	21	
岩手	30	
宮城	48	
秋田	11	
山形	40	
福島	40	
茨城	36	
栃木	11	
群馬	27	
埼玉	55	
千葉	46	
東京	284	
神奈川	74	

地方事務所名	人数	(人)
新潟	34	
富山	19	
石川	52	
福井	30	
山梨	31	
長野	32	
岐阜	23	
静岡	31	
愛知	86	
三重	14	
滋賀	21	
京都	34	
大阪	68	
兵庫	32	
奈良	38	
和歌山	29	
鳥取	17	

地方事務所名	人数	(人)
島根	12	
岡山	40	
広島	23	
山口	29	
徳島	21	
香川	23	
愛媛	17	
高知	17	
福岡	93	
佐賀	30	
長崎	44	
熊本	34	
大分	47	
宮崎	17	
鹿児島	8	
沖縄	13	
合計	1,953	

(注) 令和2年4月1日現在

5-3 被害者国選弁護関連業務

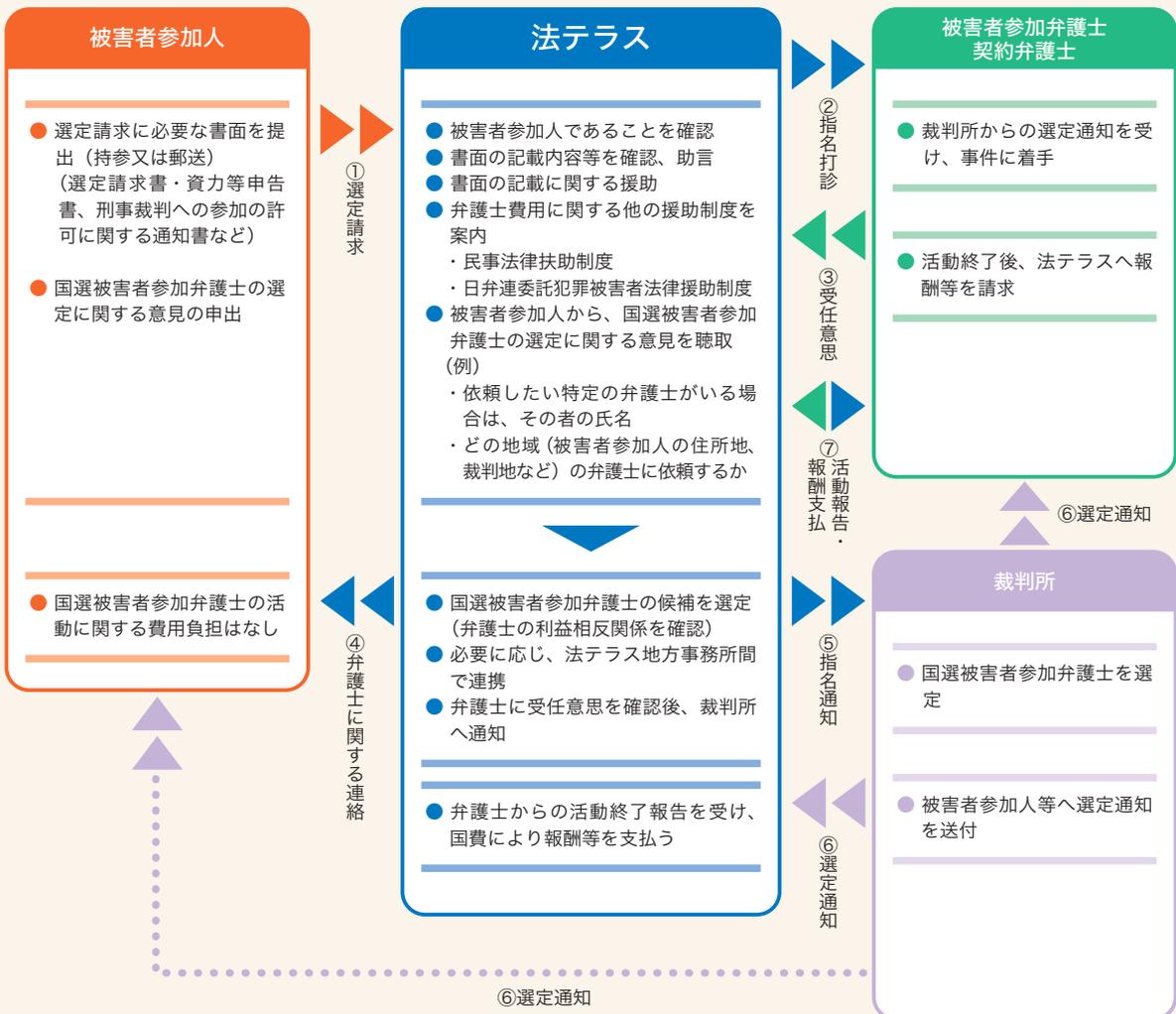
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-19 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ

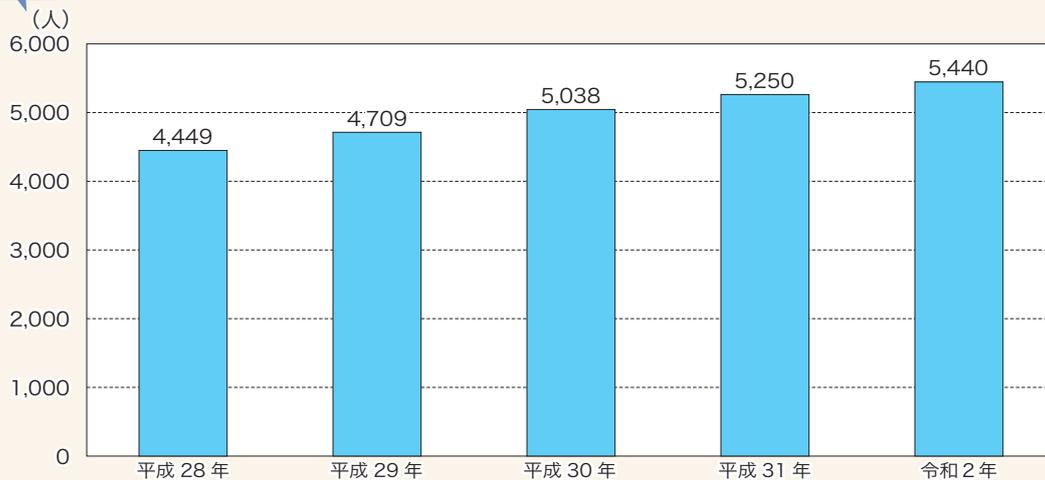


(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和元年4月1日現在で5,440名となった。前年度より190名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計3,893名の増加である。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-20 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注) いずれも4月1日現在

資料 5-21 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
札幌	160	183	204	219	235	愛知	144	152	161	187	183
函館	32	34	34	34	35	三重	57	59	58	56	57
旭川	54	59	57	53	57	滋賀	36	37	37	38	43
釧路	45	45	48	50	51	京都	165	178	173	169	186
青森	26	27	27	27	27	大阪	168	199	215	229	276
岩手	34	32	34	36	37	兵庫	113	127	136	157	156
宮城	83	81	98	100	100	奈良	31	34	76	79	80
秋田	27	26	28	27	26	和歌山	33	41	35	34	56
山形	43	52	52	55	56	鳥取	42	42	36	36	39
福島	45	50	54	56	54	島根	41	42	35	39	42
茨城	114	131	140	142	144	岡山	78	72	74	77	77
栃木	80	74	84	80	82	広島	138	145	144	152	154
群馬	74	71	68	76	75	山口	89	95	102	103	99
埼玉	68	71	79	83	89	徳島	52	52	53	50	50
千葉	238	240	252	258	252	香川	24	36	36	37	38
東京	494	552	673	708	752	愛媛	35	39	46	48	48
神奈川	219	234	245	251	261	高知	39	38	39	45	48
新潟	107	113	114	119	120	福岡	246	263	268	279	301
富山	27	27	35	35	36	佐賀	59	71	64	70	71
石川	53	52	63	59	58	長崎	79	81	85	90	89
福井	48	49	54	58	59	熊本	132	139	135	136	130
山梨	39	40	41	42	43	大分	75	80	80	75	73
長野	135	117	121	144	145	宮崎	90	96	98	97	92
岐阜	33	35	35	34	37	鹿児島	49	55	55	55	54
静岡	101	91	104	114	114	沖縄	55	50	53	52	53
						合計	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440

(注) いずれも4月1日現在

イ 選定請求状況

令和元年度は595件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和2年3月までに受け付けた選定請求は累計4,705件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強制わいせつ・強制性交等々は毎年度増加を続け、令和元年度は316件に上っている。

資料 5-22 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
殺人(殺人未遂)	66	57	58	79	74	(12.4%)
傷害	79	65	71	73	66	(11.1%)
傷害致死	22	25	34	31	14	(2.4%)
強制わいせつ, 強制性交等等	228	249	273	295	316	(53.1%)
危険運転致死傷	17	14	19	12	13	(2.2%)
業務上過失致死傷	5	3	1	2	2	(0.3%)
重過失致死傷	0	2	0	1	0	(0.0%)
過失運転致死傷等	66	66	58	75	54	(9.1%)
逮捕・監禁等	9	10	7	10	9	(1.5%)
略取・誘拐等	3	2	5	10	12	(2.0%)
人身売買	0	0	0	0	0	(0.0%)
強盗致死傷, 強盗・強制性交等等	26	17	25	40	19	(3.2%)
その他刑法犯	0	1	6	7	13	(2.2%)
特別法犯	0	0	4	0	3	(0.5%)
合計	521	511	561	635	595	

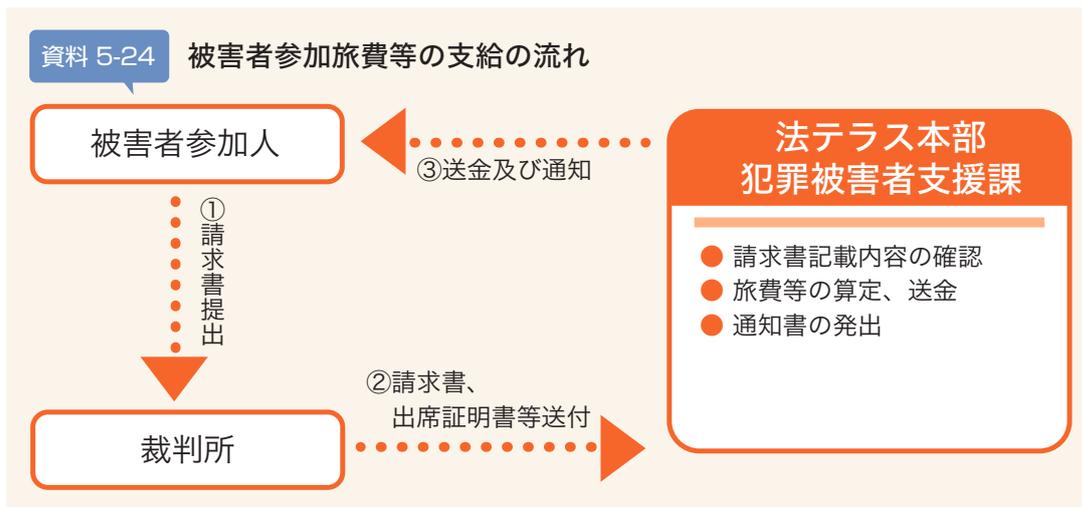
資料 5-23 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	合計(A)	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	155	130	94	150	140	669	73	80	44	89	79	365	54.6%
傷害	128	137	126	114	120	625	70	68	65	70	64	337	53.9%
傷害致死	68	92	48	67	49	324	34	48	36	43	24	185	57.1%
強制わいせつ, 強制性交 等等	270	290	321	344	350	1,575	179	213	239	276	271	1,178	74.8%
危険運転致死傷	17	5	0	0	0	22	6	0	0	0	0	6	27.3%
業務上過失致死傷	56	26	29	18	58	187	1	8	11	0	7	27	14.4%
重過失致死傷	2	4	5	3	2	16	0	1	0	0	0	1	6.3%
自動車運転過失致死傷	168	29	10	4	2	213	20	5	1	0	0	26	12.2%
逮捕・監禁等	4	7	16	16	8	51	4	4	8	10	7	33	64.7%
略取・誘拐等	16	2	14	8	21	61	14	2	7	4	13	40	65.6%
強盗致死傷, 強盗・強制 性交等等	62	54	56	28	58	258	44	30	31	14	33	152	58.9%
その他刑法犯	30	18	26	28	20	122	19	10	21	20	13	83	68.0%
道路交通法違反	34	44	47	49	43	217	8	11	14	11	8	52	24.0%
自動車運転致死傷処罰法違反	357	559	585	652	591	2,744	60	98	75	110	83	426	15.5%
その他特別法犯	10	3	3	4	4	24	1	2	1	2	0	6	25.0%
合計	1,377	1,400	1,380	1,485	1,466	7,108	533	580	553	649	602	2,917	41.0%

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

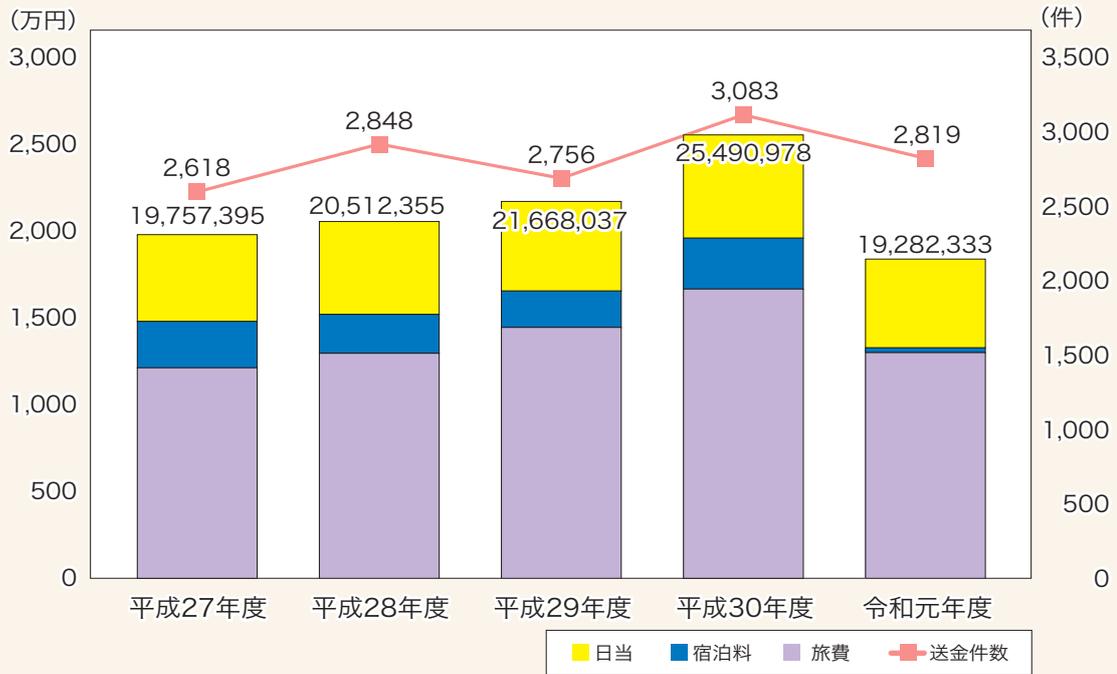
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和元年度は被害者参加人から2,818件の請求を受け、計1928万2333円の旅費等を送金した。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-25 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成27年度	2,594	2,618	19,757,395	2,526	12,098,595	2,531	4,989,100	121	2,669,700
平成28年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
平成29年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成30年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
計	14,120	14,124	106,711,098	13,736	68,975,098	13,753	26,535,400	652	11,200,600